

特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式配当等受領委任に関する約款

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の11の3第1項（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の規定の適用を受けるため、お客さま（個人のお客さまに限ります。）が株式会社四国銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座に関する事項を定めるとともに、お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けるために、当行に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係に関する事項を定めるものです。
- 2 お客さまと当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「振替決済口座管理約款」等他の約款の定めるところによります。
- 3 この約款において、用語の定義は次の各号に定めるところによります。
- ①特定口座 租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。
 - ②上場株式等 租税特別措置法第37条の11の3第2項に定める上場株式等のうち国債（個人向け国債含む）と地方債（以下併せて「公共債」といいます）および公募非上場投資信託の受益権（以下「投資信託」といいます）をいいます。
 - ③特定口座内保管上場株式等 特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされている前号の上場株式等をいいます。
 - ④特定保管勘定 租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に定める、特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされる上場株式等について、当該記載若しくは記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。
 - ⑤上場株式等の配当等 租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等のうち投資信託の収益分配金および公共債の利子等をいいます。
 - ⑥特定上場株式配当等勘定 租税特別措置法第37条の11の6第4項第2号に定める、上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。
 - ⑦金融商品取引業者等 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）、同法第2条第11項に規定する登録金融機関及び投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいいます。

(特定口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客さまが当行に特定口座の開設を申込まれるに当たっては、あらかじめ、当行に対し「特定口座開設届出書」をご提出いただくものとします。その際、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、お名前、生年月日及びご住所について確認させていただきます。
- 2 お客さまが当行に特定口座の開設をされるには、予め当行に投資信託受益権振替決済口座または国債証券等振替決済口座を開設していただくことが必要です。
- 3 お客さまは当行で1口座に限り特定口座を開設できるものとします。
- 4 お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに、「特定口座源泉徴収選択届出書」をご提出いただくものとします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡につきましては、お客さまからその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに源泉徴収を選択しない旨のお申出のない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 5 お客さまが当行に対して「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出され、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受取られている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、お客さまが源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできないものとします。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第3条 お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けることを希望される場合には、当行に特定口座を開設していただくとともに、前条第4項に規定する「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」をご提出いただくものとします。

2 お客さまが租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けることを止められる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」をご提出いただくものとします。

(特定保管勘定における保管の委託等)

第4条 上場株式等の当該特定口座に係る振替口座簿への記載若しくは記録は、特定保管勘定において行います。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第5条 当行は、源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

(特定口座を通じた取引)

第6条 特定口座を開設されたお客さまが当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特にお申出がない限り、当行が定める取引を除き、すべて特定口座を通じて行います。

2 前項にかかわらず、租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客さまについては、公募非上場株式投資信託の取引を当該非課税口座に設けられている非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

(所得金額等の計算)

第7条 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の計算及び源泉徴収選択口座内配当等に係る所得の計算については、租税特別措置法その他関係諸法令の定めに基づき行います。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

第8条 当行は、お客さまの特定保管勘定においては、次の各項に定める投資信託のうち「投資信託受益権振替決済口座管理規定」により当行が管理することができるもの、または公共債のうち「振替決済口座管理約款」により当行が管理することができるものに限り、これを受入れます。なお、次の各項に定める投資信託または公共債であっても当行の都合により特定保管勘定でお預りしないことがあります。

1 「特定口座開設届出書」の提出後に、当行で募集又は買付けにより取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの

2 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合があります。）されたもの

3 お客さまが、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下、同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下、同じ。）により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当行又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座又は特定口座以外の口座（以下「相続等口座」といいます。）に係る振替口座簿に引続き記載若しくは記録がされている上場株式等であって、所定の方法により、当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合があります。）されたもの

- 4 お客さまが第 18 条（出国口座等）の規定により開設された出国口座（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に規定する出国口座をいいます。以下、同じ。）において当該出国口座に係る振替口座簿に引続き記載若しくは記録がされている上場株式等で、お客さまからの「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受入れるもの
- 5 お客さまが当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを振替口座簿に記載または記録する方法により行うもの
- 6 第 1 項の規定にかかわらず、特定口座内保管上場株式等ではない投資信託に係る収益分配金の再投資による当該投資信託の取得については、お客さまが開設されている特定口座へ受入れることはできません。
- 7 お客さまが当行に開設する非課税口座に設けられた非課税管理勘定で管理されていた国内公募非上場株式投資信託受益権で、所定の方法により当該非課税管理勘定からお客さまが当行に開設される特定口座へ移管により受入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）

（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

- 第 9 条 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する投資信託の収益分配金および公共債の利子等で同項の規定に基づき当行が所得税を徴求するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされている上場株式等に係るものに限り、）のみを受入れます。
- 2 当行が支払いの取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

（譲渡の方法）

- 第 10 条 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法又は租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 7 項に定める当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業店を経由して行われる方法のいずれかにより行います。

（源泉徴収）

- 第 11 条 当行は、お客さまが「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出されたとき、及び「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」をご提出いただいたときは、租税特別措置法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について所得税・地方税の源泉徴収及び特別徴収・還付を行います。

なお、源泉徴収及び特別徴収・還付については、お客さまからあらかじめ指定を受けた預金口座から自動引落し又は入金することにより行います。

（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

- 第 12 条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は、お客さまに対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項第 2 号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面により通知します。

（特定口座内保管上場株式等の移管）

- 第 13 条 当行は、第 8 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）第 2 項に規定する移管については、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。

(贈与、相続又は遺贈による特定口座への受入れ)

第14条 当行は、第8条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)第3項に規定する上場株式等の受入れについては、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号又は第4号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

(年間取引報告書の送付)

第15条 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、「特定口座年間取引報告書」を2通作成し、翌年1月31日までに、1通はお客さまに交付し、1通は所轄の税務署長に提出します。

- 2 第17条(特定口座の廃止)に規定する事由(同条第1項第3号に規定する「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなされる場合を除きます。)が生じた場合には、当行は、「特定口座年間取引報告書」を2通作成し、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、1通はお客さまに交付し、1通は所轄の税務署長に提出します。
- 3 前2項の規定に係わらずその年中に特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座への上場株式等の配当等の受入れが行われなかったものがある場合には、特定口座年間取引報告書をお客さまに送付しないものとします。但し、お客さまからの請求があった場合には、送付します。

(届出事項の変更)

第16条 お客さまが第2条(特定口座開設届出書等の提出)に基づき「特定口座開設届出書」を提出された後、氏名、住所等当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく「特定口座異動届出書」(租税特別措置法施行令第25条の10の4に規定されるものをいいます。以下同じ。)を当行に提出いただくものとします。また、その変更がお名前又はご住所に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。

- 2 特定口座を開設されている当行の取引店を変更(移管)されるときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定により、遅滞なく「特定口座異動届出書」を当行に提出いただくものとします。

(特定口座の廃止)

第17条 この契約は、次の各号のいずれかに該当した時に解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- ①お客さまが当行に対して「特定口座廃止届出書」(租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。)を提出されたとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出日前に支払の確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客さまに対してまだ交付していないもの(源泉徴収選択口座に受入れるべきものに限り、)があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客さまに対して当該上場株式等の配当等の交付をした日(2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日)の翌日に提出されたものとみなします。
 - ②租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項の規定により「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき
 - ③当行に対して「特定口座開設者死亡届出書」(租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定されるものをいいます。)が提出され、当該特定口座開設者死亡届出書に係る相続・遺贈の手続が完了したとき
 - ④やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第3条の規定により「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例は適用されません。

(出国口座等)

第 18 条 前条(特定口座の廃止)第 1 項第 2 号に該当することとなったお客さまは租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に定める要件を満たす場合に限り、出国前に当行に開設されていた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等のすべてにつき、当行に開設されている出国口座に引き続き当該出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をすることにより、帰国後に当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等に移管することができます。

(特定口座に係る事務)

第 19 条 特定口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの約款に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。

(免責事項)

第 20 条 お客さまが第 16 条(届出事項の変更)に規定する変更手続を怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(合意管轄)

第 21 条 お客さまと当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 22 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。

3 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この約款は、2020 年 4 月 1 日より適用されます。

以 上